



平成30年3月30日  
大臣官房総務課

## 「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定されました

平成30年度当初の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。（平成30年4月1日施行）

### I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令に定める局及び課の所掌事務等について、所要の改正を行うものです。

### II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

- （1）道路局国道・防災課及び環境安全課の名称・所掌事務の変更
  - ・道路の老朽化対策や地方道における防災対策等の推進のため、道路の技術に関する事務の大宗を国道・防災課に一元化し、道路の防災に関する事務を環境安全課に移管。
- （2）海事局総務課の所掌事務の変更及び海技・振興課の名称・所掌事務の変更
  - ・海事分野の振興を効果的に進めるため、海事思想の普及・宣伝に関する事務等を総務課に移管。
- （3）地方気象台の数の変更
  - ・福岡航空測候所を航空地方気象台に格上げすることに伴い、地方気象台の数を1増加させる。
- （4）運輸安全委員会総務課等の所掌事務の変更
  - ・MR Jの運航開始に備え、航空機製造国としての事故調査協力事務を的確に遂行するため、国際協力に関する事務を総務課に移管。
- （5）その他所要の改正

### III. 今後のスケジュール

公 布：平成30年3月31日（土）

施 行：平成30年4月1日（日）

#### **【問い合わせ先】**

大臣官房総務課 法規第七係長 清水 直通：03-5253-8185(内線21-484)  
法規第二係長 四辻 直通：03-5253-8184(内線21-463)  
代表：03-5253-4150  
FAX：03-5253-1523